

三菱樹脂化学物質評価基準

特定化学物質については05年までに全廃します。

三菱樹脂化学物質評価基準

A	禁止	使用を禁止する。
B	削減	使用量、排出量を削減する。
C	管理	使用方法を管理し、排出量を削減する。

第2版

2002年1月7日
三菱樹脂株式会社
環境安全部

- ・日本化学工業会の化学物質使用実績集計に参加しております。
- ・1998年から環境省/神奈川県パロット事業に平塚工場が参加、化学物質の排出・移動量を把握するシステム作成に協力してきました。

評価基準	PR	CAS	物質名 (IUPAC)	別名
C	—	—	亜鉛の水溶性化合物	
C	9	103-23-7	7ジヒン酸ビス(2-エチルキシル)	
C	24	—	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキ基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	
B	25	—	アルチン及びその化合物	
A	26	1332-21-4	石棉	
B	29	80-05-7	4'-イソプロピルリデンジフェノール	ビスフェノールA
B	30	25068-38-4	4'-イソプロピルリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロピルの重合体	ポリイソプロピレン樹脂(液状のもの)
A	42	75-21-8	エチレンオキサイド	
C	43	107-21-1	エチレンジコロール	
B	60	—	カドミウム及びその化合物	
C	61	105-60-2	4-ブシロン-カプロラクタム	
B	63	1330-20-7	チレン	
B	68	—	クロム及び3価クロム化合物	
B	69	—	6価クロム化合物	
A	77	74-01-6	クロロエチレン	塩化ビニル
A	84	—	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン	HCFC-142b
A	85	—	クロロジフルオロメタン	HCFC-22
A	86	—	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン	HCFC-124
A	87	—	クロロトリフルオロエタン	HCFC-133
A	88	—	クロロトリフルオロメタン	HCFC-13
A	90	122-34-2	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン	シマジン又はCAT
A	94	—	クロロペンタフルオロエタン	CFC-115
B	95	67-66-3	クロロホルム	
C	100	—	コハルト及びその化合物	
C	101	111-15-5	酢酸2-エトキシエチル	エチレンジコロールモノエチルエーテルセテート
A	112	56-23-5	四塩化炭素	
A	121	—	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12
A	123	—	ジクロロトリフルオロエタン	CFC-114
A	124	—	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	HCFC-123